

ク その他（共用部分、バックヤード等）

(ア) 基本方針

- 共用部分は各機能の興味を惹き、また新たな好奇心を引き出すなど、機能間の融合を実現する重要な空間となります。また、区民の作品の展示や子どもの興味を惹く設えなど、複合施設であることの利点を最大限活かした空間とします。
- 複合施設全体の共用部分として、エントランスや廊下、総合案内のほか、エレベーター、トイレ、駐車場・駐輪場、中央管理室等を整備します。
- 目黒区移動等円滑化推進方針及びバリアフリー基本構想に基づき、複合施設及び施設に接する主要経路のバリアフリー化を図るとともにユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが利用しやすい空間を実現します。
- 複合施設内でのカフェの設置や物販（例：ミュージアムグッズ等）、オンラインストアによる販売等、新たな区民センターの魅力向上に資する空間整備の提案も可とします。
- 体育館や児童館、公園またはエントランスなどの共有部分等において、例えばボルダリングなど新たな活動を楽しめる空間の設置など新たな区民センターの魅力向上に資する空間整備の提案も可とします。
- 複合施設全体に対して、目黒区豪雨対策計画に規定される雨水流出抑制施設を整備します。
- 複合施設全体の下水道処理について、分流化を図ります。

(イ) 共用部分・バックヤードの空間計画

空間名	備考
総合受付	・全ての施設機能の案内に対応できる総合受付を設置する。
エントランス	・外部から分かりやすく、入りやすい位置に計画する。 ・ミニコンサート、イベント等の開催が可能な空間とする。
廊下・エレベーター・ トイレ・授乳室等	・その他、施設全体の中でバリアフリースイッチ等を適切に設置する。
施設管理事務室	・職員及び運営事業者のための事務スペース、休憩室、更衣室を設置する。
備品倉庫	・施設運営に必要な机や椅子、展示用パネル、書類等を保管する倉庫を設ける。 ・倉庫の数は、建物配置に合わせて過不足なく配置する。
駐車場	・目黒区住環境整備条例に規定される附置義務台数を整備する。
駐輪場	・目黒区自転車等放置防止条例を踏まえ、新たな区民センターの附置義務分を整備する。